

県内で仕事を探している若者、必見！

あおり若者定着奨学金返還支援制度がスタートしました！

若者が青森県内に住んで登録企業で6年間働き続けたときに、県と企業とで奨学金返還を支援します。2023(令和5)年度、2024(令和6)年度採用の登録を募集していますので、ぜひご利用ください。

登録申請期限

- ▷2023(令和5)年度採用…令和5年12月28日(木)まで
- ▷2024(令和6)年度採用…令和6年12月28日(木)まで
- *若者、企業ともに**事前登録(無料)が必要**となります。

対象

- ▷大学・短大等の卒業生(卒業見込み含む)で、採用時に35歳未満の方
- ▷県内で正規雇用されていない方
- ▷日本学生支援機構、青森県育英奨学会の奨学金利用者

対象企業等…県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業(法人、団体、個人事業主)

支援額(県・企業が1/2ずつ負担)

学校区分	支援額(企業が設定)
大学等	150万円、100万円、60万円のいずれか
短大等	75万円、50万円、30万円のいずれか

* 返還総額・返還残額の1/2が上限

* 詳しくは、あおり奨学金サポートサイト(右QR)をご覧ください。



問い合わせ先

青森県地域活力振興課 TEL017-734-9174

事業者の皆さん！

「過疎地域における固定資産税の特別措置」が活用できます！

過疎地域の産業振興を図るため、一定の事業用資産を取得した特定の事業所・個人に対して固定資産税を最大3年間免除する特別措置について、これまでは金木・市浦地域のみ対象となっていました。令和4年4月取得分より五所川原地域も対象となりました。ぜひご利用ください。

免除内容…固定資産税を3年間免除

* 免除期間は取得日の翌年度からとなります。

対象…家屋、機械、装置、土地等

* 土地は、取得翌日から1年以内に家屋建設の着手があった場合に限りです。

対象取得期間

- ▷五所川原地域
令和4年4月1日～令和6年3月31日
- ▷金木・市浦地域
令和3年4月1日～令和6年3月31日

対象業種・規模(資本金)・取得要件

▷製造業・旅館業

規模(資本金)	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
取得要件	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上

▷情報サービス業等、農林水産物等販売業

取得要件 500万円以上

申請期限…取得した翌年の1月31日まで

* 申請は毎年行う必要があります。

申請に必要な書類…申請書/事業計画書/不動産登記事項証明書/租税特別措置法に基づく特別償却を認められたことを称する書類/取得固定資産明細書/施設の配置図および平面図

問い合わせ・申請先…税務課 内線2262

製造業の皆さん！

「スマートものづくり促進事業費補助金」をご活用ください！

県内「ものづくり企業」の企業変革力の向上を図るため、ロボットやAI・IoTの導入に要する費用の一部を補助し、スマート化・デジタル化を支援します。ぜひご利用ください。

補助対象…県内に事業所を有し、主たる事業が製造業である中小企業者(会社および個人)

補助上限額…ロボット導入枠 600万円
AI・IoT導入枠 200万円

* 補助率は対象経費(税抜)の2/3以内

補助対象経費…機械装置・システム構築費
専門家経費

申込期限…8月22日(月)まで(消印有効)

* 詳しくは、青森県工業会ホームページ(右QR)をご覧ください。

問い合わせ・申請先

青森県工業会内 スマートものづくり促進事業担当
TEL017-718-5399 / 電子メール system@aia-aomori.or.jp

